

- 相変わらず続く侵入盗被害
- 消費者苦情例

2017年 2月
(平成 29年)

富岡第三地区連合町内会／富岡第三地区社会福祉協議会 編集 富岡第三地区社会福祉協議会事務局
(富岡西部町内会・富岡北部町内会・富岡桜ヶ丘町内会・ひかりが丘町内会・西富岡町内会)

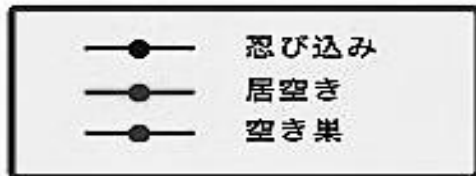
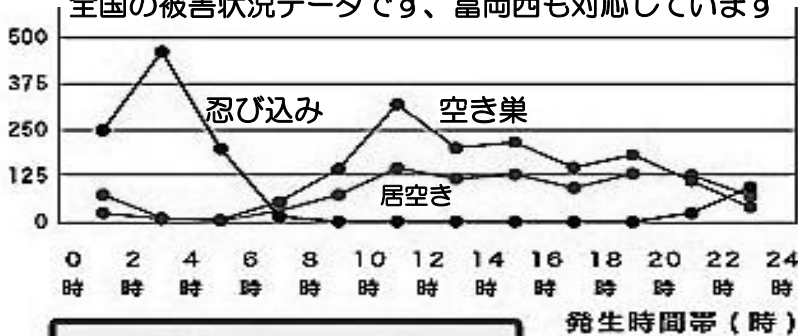
富岡西で相変わらず続く侵入盗被害

空き巣・忍び込み

「セコム防犯ブログ」より引用

泥棒が狙う時間帯 深夜0時～6時頃、午前8時～22時頃

全国の被害状況データです、富岡西も対応しています

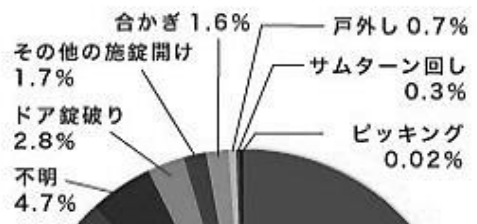


(2012年警察庁)

- 「空き巣」・・・留守宅に侵入
- 「忍び込み」・・・就寝時に侵入
- 「居空き」・・・在宅時の隙を狙って侵入

常時警戒が必要です

一戸建て住宅への侵入手段



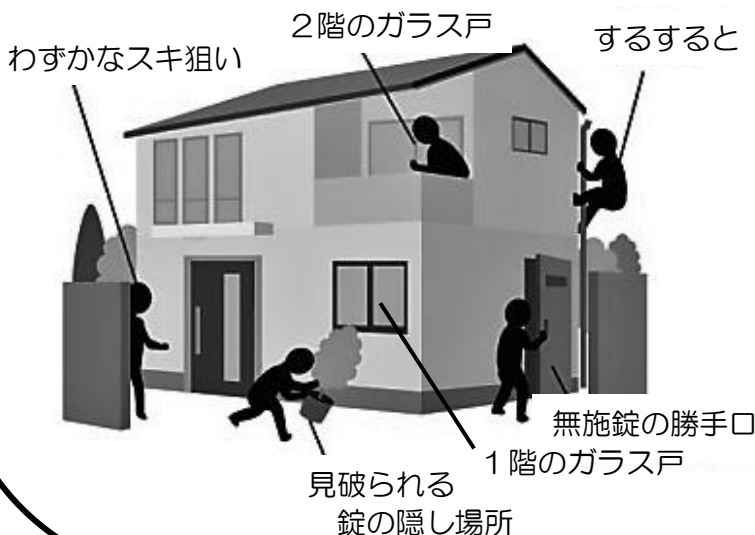
総数

43,916件

無締り
44%

ガラス破り
39%

フロの泥棒は何時でもどこからでも侵入します



クレセント錠ガラス戸破り

ガラス窓

●補助錠 防犯フィルム

無締り 深夜も危ない

浴室の窓

トイレの窓

2階の窓

勝手口 これら無施錠多い

●強力な室内防犯窓格子・面格子

まさか、こんなところから入らないだろう は通用しません!

最近の消費者苦情の例

「押し買い、SF商法」 消費者苦情

横浜市消費生活相談センターからのメール配信

押し買いされた貴金属 取り戻せます 平成28年12月26日

不用品を買い取るという事業者から電話があり、あらかじめ用意しておいた洋服や靴を見せたら、「これ以外に貴金属はありませんか。査定しますよ」と言われたので、指輪やネックレスを見せた。売るつもりは無かったが、勢いに押されて売ってしまった。その後、思い出の品を売却したことを後悔している。返却してもらおう事はできるか。

事業者は、買取時に品目や価格等が記載された書面を交付しなければならない義務があり、消費者は、その書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフすることができます。後悔しないためにも、その場ですぐ引き渡さず、買取価格や条件を含め、じっくり検討するようにしましょう。（相談センターからのアドバイス）

高齢の父がSF商法で次々と高額な商品を購入 平成29年1月27日

高齢の父が健康講座に通っている。目的は粗品がもらえることと講演を聞くためだった。しかし、事業者に勧められて、高額な健康器具やサプリメントなどを購入するようになり、今では老後の蓄えまでも取り崩していることが心配だ。なんとか行かせないようにできないものか。できたら返品させたい。

無料や安い商品を目当てに、特定の施設に集められ、販売員の巧みな勧誘で高額な商品売りつけらるるといったSF商法は、契約書面を受け取って8日以内であればクーリング・オフができます。また8日過ぎても過量販売、次々販売など、勧誘に問題があれば契約は取り消しとなる可能性があります。別途、父親の説得が必要です。（相談センターからのアドバイス）

相談しましょう

横浜市消費生活相談センター

消費生活相談 045-845-6666

